

令和5年度地域生活定着支援人材養成研修（共通研修）

地域生活定着促進事業の取組

厚生労働省 社会・援護局総務課

課長補佐 中野智之

地域生活定着促進事業の概要

事業の目的

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、**地域共生社会の実現**を図るとともに、再犯防止対策に資することを目的とする。

実施主体/補助率

実施主体：都道府県（全都道府県で実施。社会福祉法人等に委託可）

補助率：3 / 4（3 / 4相当の定額補助から、**国 3 / 4、都道府県 1 / 4の定率補助へ変更**）※**地方財政措置が講じられている。**

事業内容

1. **コーディネート業務**：（特別調整・一般調整）

→矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。）退所予定者の帰住地調整支援を行う。

2. **フォローアップ業務**

→矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を行う。

3. **被疑者等支援業務**

→被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う。

4. **相談支援業務**

→高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行う。

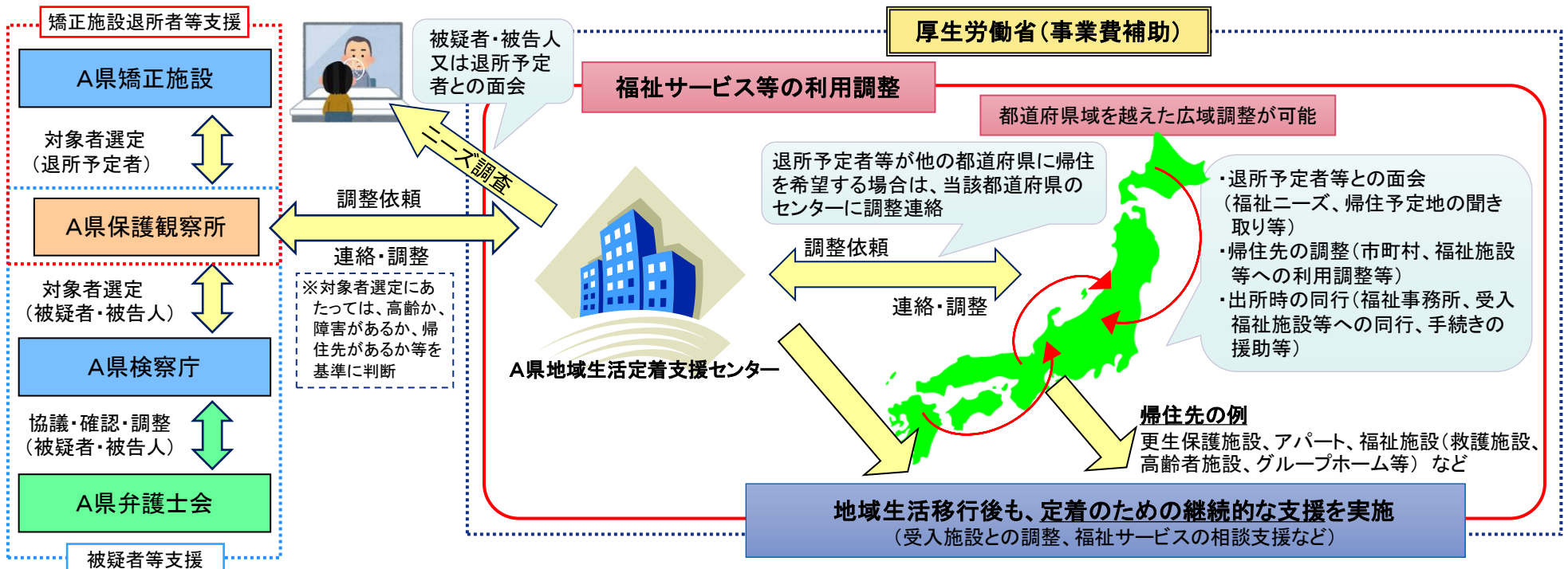
5. **関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等**

→センターは、（ア）刑事司法関係機関、地方自治体の福祉関係部局課や地域において福祉的支援を提供する事業者等と、恒常的な連携が確保できるよう、関係者相互間の連絡を密にし、（イ）当該事業者の支援技術の向上を図り、地域住民の理解を得られるよう、研修や普及啓発活動を行う。

（地域生活定着促進事業実施要領、地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針より一部抜粋）

地域生活定着促進事業の概要

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備（北海道のみ2か所）が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 令和3年度、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行う「被疑者等支援業務」を開始。
- 令和4年度の被疑者等支援業務では、新たに弁護士との連携強化を促進。
- 令和5年度は、全国46自治体（47センター）で「被疑者等支援業務」を実施予定。そのうち、44自治体（45センター）では「弁護士との連携（被疑者等支援業務）」も実施予定。



- 平成27年7月27日付け社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知「**生活困窮者自立相談支援事業等の実施について**」（令和5年5月22日付け第19次改正社援発0522第1号）
別紙「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」別添33「**地域生活定着促進事業実施要領**」
- 平成21年5月27日付け社援総発第0527001号厚生労働省社会・援護局総務課長通知「**地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針について**」（令和4年3月30日付け一部改正）
別添「**地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針**」
- 令和5年3月31日付け厚生労働省社会・援護局総務課事務連絡「**地域生活定着促進事業質疑応答集の送付について**」
別添「**地域生活定着促進事業に係る質疑応答集**」

1 目的

本事業は、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）」が、保護観察所、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、留置施設、検察庁及び弁護士会（以下、「刑事司法関係機関」という。）、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、**地域共生社会の実現を図る**とともに、**再犯防止対策に資すること**を目的とする。

4 対象者

次に掲げる者で高齢であり、又は障害を有するために、福祉的な支援を必要とする者。

- (1) **矯正施設退所予定者及び退所者。**
- (2) **身体を拘束された被疑者又は被告人及び起訴猶予の処分を受けた者、罰金若しくは料金の言渡しを受けた者又は刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者。**
- (3) その他、**センターが必要と認める者。**

5 実施上の留意事項

対象者の個人情報保護の徹底

本事業の実施に携わる職員は、**対象者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らさないなど、個人情報保護法制等に沿った対応を徹底して行うこと。**特に対象者の個人情報入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供があり得る旨を説明した上で、**対象者の了承を得ておくものとする。**

また、対象者の同意が得られない場合等は、対象者と十分相談の上、情報を取り扱うこと。

第3 センターの事業

3 事業の一般原則

(6) そもそも、犯歴の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人に対しては、その真意に沿って、地域において福祉的支援が受けられる環境を整備することが必要である。

また、本事業は、限られた社会保障の資源を、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束のために地域とのつながりを失った人に活用し、**広域調整**によって必要な支援を地域で受けられるようにするものであって、**既存の福祉的支援との連携強化を進めることが重要**である。

そのため、本事業を効率的・重点的に実施する観点から、事業の内容や規模を精査し、適切な業務量を確保するとともに、既存の福祉サービスとの一体的実施や円滑な移行が行われるよう努めるなど、**地域の総合力を生かした事業実施を行う**ものとする。

第4 業務の実施細目

4 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

(1) センターの長は、利用者に対する支援を円滑かつ効果的に実施するため、矯正施設若しくは保護観察所において特別調整対象者として、又は検察庁、弁護士会、若しくは保護観察所において重点実施予定者として選定をする手続を行っている段階から、必要に応じて、矯正施設の長等に対し福祉的な視点から必要な調査・調整について助言を行うものとする。

また、特別調整対象者又は重点実施予定者として選定され、保護観察所の長からの協力依頼を受けた後においても、個々の利用者の事例に対応した関係機関等から成る会議の開催に努めるものとする。

(2) センターの長は、平素から、保護観察所、矯正施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携を密に保つために、保護観察所が主催する連絡協議会に出席するとともに、研修や協議会等を開催し、犯歴の有無を問わず、ニーズがあつて真に支援を求める人について、地域において必要な福祉的支援が受けられるための環境づくりや支援のためのネットワークの構築に努めるものとする。

第5 管理及び運営

3 センターを運営する者は、職員の資質の向上のため、保護観察所、矯正施設及び福祉関係機関等、関係する機関の協力を求め、必要に応じて、職員に対する研修を行い、また国及び関係団体が行う研修を受講させるものとする。

Q6-2

フォローアップ業務における「必要な期間」とは、おおよそどれくらいの期間を想定しているのか。また、助言等が必要でない場合は、フォローアップ業務を行わなくてよいのか。

A6-2

期間については、事案や地域事情に応じて必要と考えられる期間は様々であり、特に**一定の期間を定めていません**。

助言等が必要でないと認められたときは、フォローアップ業務を継続する必要はありませんが、受入れ先施設等における利用者の生活状況を確認の上判断してください。

なお、**業務開始時に計画した業務の終了目途を経過**したり、**業務開始から1年を超えるなど長期化している事案**については、福祉サービス等の利用に係る課題等を受入れ先施設等と確認・点検するなどして、業務の継続の要否について検討してください。

Q7-6

弁護士との連携強化の促進とは、具体的にどのようなことを想定しているのか。

A7-6

弁護士との連携強化の促進とは、従前からの被疑者等支援業務の範囲内において、福祉的な支援を必要とする被疑者等への弁護士による気付き等を生かし、必要な方を更に支援につなげられるようにしていくものです。

具体的には、弁護士と検察庁（事件担当検察官等）が、必要な範囲での協議・確認・調整を行うことで、同業務の対象となる被疑者等を適切に選定していくための連携や、令和4年5月31日付け法務省保観第89号法務省保護局観察課長通知「「検察庁等と保護観察所との連携による起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等について」の一部改正について（通知）」によって、事前相談票に弁護人の氏名や連絡先等が記載されることとなり、弁護士とセンターとの協働も可能となるような連携を想定しています。

なお、被疑者等支援業務では、情状証人としての出廷や更生支援計画の作成等を行わないこととしています。

また、指針第3の3(5)において、「業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心掛けるものとする」としていることを踏まえ、中立性を損なうことがないよう留意してください。

Q7-19

被疑者等への支援では、コーディネートとフォローアップに分けられておらず、身柄釈放後は「必要な期間」本人と施設等に対し継続的な支援、助言等を行うとされているが、具体的にはどの程度の期間、どのような支援等を想定しているのか。

A7-19

被疑者等支援業務は、その支援対象の多くは更生緊急保護対象者と考えられることから、基本的な支援期間は、更生緊急保護の期間と同様に6月と想定しています。その間に、必要な福祉サービス等の調整を実施してください。

もちろん、その6月の間に福祉サービス等の調整が整わない場合等には、6月を超えて支援継続することは差し支えありません。

Q7-23

被疑者等支援業務において、関係機関等との円滑な連携体制を構築していくためにはどのような取組が有効か。

A7-23

弁護士との連携強化の促進を含む被疑者等支援業務については、関係機関が同業務についての共通認識をもった上で、連携体制を構築していくことが重要であることから、弁護士会、検察庁、保護観察所等の関係機関が一堂に会し、協議を実施した上で同業務を開始することを原則としています。これは、既存の会議体とは別に、新たに会議体を設置することなどを必ずしも求めるものではないため、適宜、柔軟に対応してください。

また、開始後においても関係機関等との協議を継続し、課題点や好事例等を共有することで、より実効性のある支援体制の構築に努めてください。

なお、従前からセンターには「関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」の業務が位置付けられていることから、被疑者等支援業務の開始時期等にかかわらず、関係機関等との有機的な連携体制の構築に努めてください。

Q9-6

地域ネットワーク強化の業務である、地域福祉支援検討会、福祉事業者巡回開拓、地域福祉研修の内容如何。

A9-6

- (1) **地域福祉支援検討会**は、地域社会の支援対象者への理解を促進し、円滑な調整・支援及び地域定着に資することを目的に行う地域の関係者、関係機関等を交えた事例を基にした支援検討会であって、**地域で行う取組**（通常の支援ケース会議や既に連携体制が図られている機関（保護観察所、矯正施設等）、都道府県域全域を対象に行うものは除きます。）。
- (2) **福祉事業者巡回開拓**は、地域の福祉資源を広く的確に把握して支援協力者の確保を図るとともに、本事業への理解を深めることで円滑な地域移行につなげるため、**地域にある福祉関係の事業所等を開拓するために巡回訪問等をする取組**（通常のフォローアップ業務における訪問、既に開拓済みの事業所等への訪問、単純な連絡等を除きます。）。
- (3) **地域福祉研修**は、支援対象者を受け入れた福祉事業者及び今後の支援対象者の受入れが予想される福祉事業者等（受入先以外の関係機関等を含みます。）に対し、**支援対象者への福祉支援のノウハウを広く共有する**ことを目的に行う研修であって、地域で行う取組（都道府県域全域を対象に行うものは除きます。）。

Q9-14

研修会や関係機関との協議会等は必ず実施しなければいけないのか。

A9-14

本事業の業務には、「**関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等**」が位置付けられています。

これは、被疑者等支援業務だけに限らず、センターによる全ての支援業務を円滑かつ効果的に実施していくためには、保護観察所、矯正施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等との連携を密に保つために保護観察所が主催する協議会に参加するとともに、**研修や協議会等を開催し、犯罪の有無を問わず、ニーズがあって真に必要な支援を求める人に対し、地域において必要な福祉的支援が受けられるための環境づくりや支援のためのネットワーク構築に努めることが重要**であることを指しています。

ついでには、**本事業が、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、地域で暮らしていくことができるようにするものであり、地域共生社会の実現の観点からも重要な事業であることにも鑑み、研修会や関係機関との協議会等の実施に努めてください。**

通知・事務連絡

- 令和4年3月18日付け厚生労働省社会・援護局総務課事務連絡「**令和4年度の地域生活定着促進事業における被疑者等支援業務について**」
- 令和3年3月29日付け厚生労働省社会・援護局総務課長、地域福祉課長通知「**重層的支援体制整備事業と地域生活定着促進事業との連携について**」
- 令和3年9月17日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課、地域共生社会推進室事務連絡「**福祉サービス事務所等を自立準備ホームとして活用する場合の取扱いについて**」
- 令和3年6月10日付け子家発0610号第1号、社援総発0610第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、社会・援護局総務課長通知「**矯正施設入所者等の帰住調整等に関する児童相談所と地域生活定着支援センターの連携について**」
- 令和5年2月14日付け厚生労働省社会・援護局総務課事務連絡「**『生活困窮者等へ携帯電話等サービスを提供している事業者リスト』の改訂について（周知）**」

地域生活定着支援センターの「成果」

－ 定着支援センターの支援を受けた者（特別調整対象者）と支援を辞退した者との刑事施設への再入状況－

特別調査

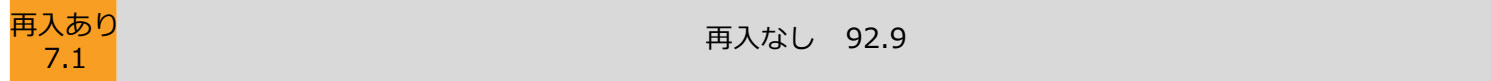
平成26年2月1日から同年3月14日までの間に刑事施設から出所した**高齢受刑者及び障害（知的障害・知的障害以外の精神障害）のある受刑者**について、平成27年5月末日までの間における**刑事施設への再入の有無**を調査したものの。

【出典】「研究部報告56 高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究」（法務省）
(https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00091.html) のデータを元に作成

高齢受刑者

特別調整対象者

〔地域生活定着支援
センター支援実施者
(28人)〕



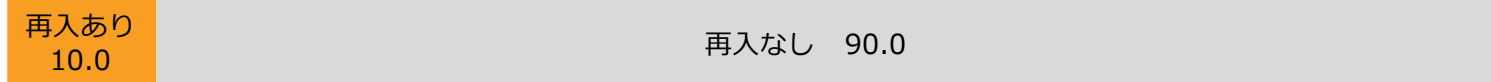
特別調整辞退者
(28人)



障害のある受刑者

特別調整対象者

〔地域生活定着支援
センター支援実施者
(40人)〕



特別調整辞退者
(28人)



【参考1】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳

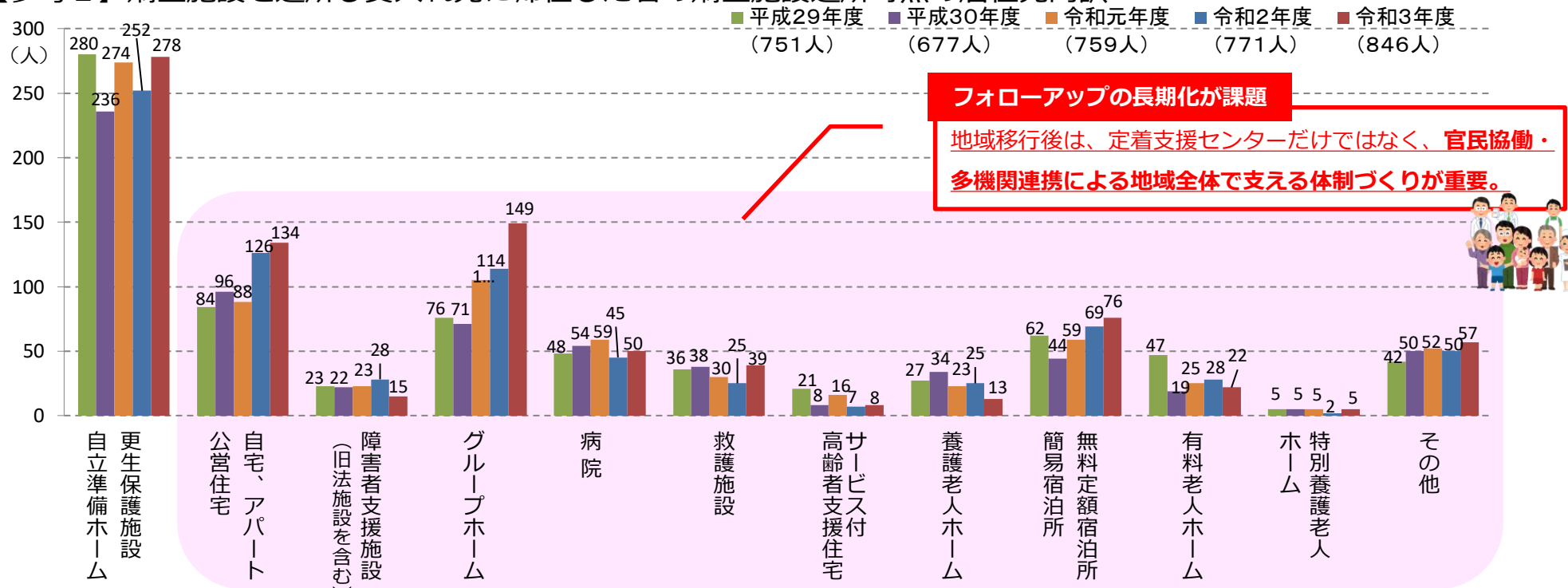
(単位：人)

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他※	合計
65歳以上	37(27)	29(22)	56(56)	4(1)	5(8)	8(6)	3(1)	242(221)	384(342)
65歳未満	22(21)	135(132)	212(188)	6(7)	11(13)	70(65)	3(1)	3(2)	462(429)
合計	59(48)	164(154)	268(244)	10(8)	16(21)	78(71)	6(2)	245(223)	846(771)

※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。 ※※括弧内は令和2年度の実績である。

「精神障害あり」が最多

【参考2】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳



フォローアップの長期化が課題
 地域移行後は、定着支援センターだけではなく、官民協働・多機関連携による地域全体で支える体制づくりが重要。

※「救護施設」は、令和2年度・3年度については「生活保護施設」である。

■ 令和3年度・4年度上半期の地域における官民協働の協議会等への参加状況

※上段が回答数、下段が割合（設問IV-9）

回答数	自立支援協議会(障害)	地域ケア会議(高齢)	居住支援協議会	要保護児童対策地域協議会	重層的支援会議(支援会議)	再犯防止推進協議会	その他
41	20	8	12	6	10	37	9
	48.8%	19.5%	29.3%	14.6%	24.4%	90.2%	22.0%

課題) 他の施策との連携を進めていくことが必要

- 地域における官民協働の協議会等へのセンターの参加状況は、再犯防止推進協議会を除いて半数に満たない。

好取組) 協議会等に参加することで、具体的な成果（効果的かつ効率的な業務運営等）につながった例

- 市自立支援協議会の専門部会の一つとして「司法と福祉の連携部会」を立ち上げ、その市で起きる触法障がい者の問題を話し合うプラットフォームがあること。市の関係機関を巻き込むことができる点で有効と思える。
- 自立支援協議会の中の触法障がいワーキンググループを二か月に一回開催している。
- 県と連携して各市町村自立支援協議会宛てに、定着事業の周知を内容とする通知を発出。それを基に数か所の自立支援協議会に出席して事業説明を実施した。
- 困難事例の支援手法や支援ルートの開拓、対象者の選択肢の拡充。
- 受入れ先の自治体が支援の在り方や方法を検討できた。（緊急時の対応について具体的な対策が練られた）
- 出口、入口含めて協議会と連携しながら対象者支援を進めることができ始めている。また、協議会としても罪を犯した人の支援に関する理解拡大のため研修会や、支援の在り方について定着との役割分担を進めながら取り組んでいる。



第2章 1. (2) ①ウ

矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化等

法務省及び厚生労働省は、特別調整の取組について（中略）地域生活定着支援センター等の多機関連携はもとより、**地方公共団体とも協働しつつ**、一層着実な実施を図る。

また、（中略）必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の連携の充実強化を図る。

第2章 1. (2) ②ア

ア 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化



法務省及び厚生労働省は、犯罪をした高齢者又は障害のある者等が、速やかに、障害者手帳の交付、保健医療・福祉サービスの利用の必要性の認定等を受け、これを利用することができるよう、**地方公共団体との調整を強化するなどして**、釈放後の円滑な福祉サービスの受給を促進する。

第2章 1. (2) ③

被疑者等への支援を含む効果的な入口支援の実施

法務省及び厚生労働省は、これら被疑者・被告人のうち、高齢又は障害により、自立した生活を営む上で、公共の福祉に関する機関その他の機関による福祉サービスを受けることが必要な者に対し、**検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等の多機関連携により**、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける取組について、本人の意思やニーズを踏まえつつ、**地方公共団体とも協働し**、着実な実施を図る。

第2章 1. (2) ④ウ

地域生活定着支援センター、保健医療・福祉関係機関

厚生労働省は、地域生活定着支援センターについて、その**実施主体である地方公共団体と協働し**、活動基盤の充実を図るとともに、同センターの職員に対する必要な研修を実施する。

－ 地域共生社会の実現に向けて －

地域生活定着支援センターのこれから

下記の主な課題に対応し、地域生活定着支援センターの機能や持続性を高めていくことで、

「誰もが住み慣れた地域で、生きがいをもって暮らし、共に支え合う社会」(地域共生社会)の実現に資する。

定着支援センターの主な課題

1. 地方公共団体との協働の推進

2. 被疑者等支援業務(入口支援)の着実な展開

3. センター機能の更なる発揮

(1) センター間の取組状況の地域差

→ 地域差の見える化、要因分析、効果的・効率的な運営に関する好事例等の普及。

(2) 専門的ニーズへの対応 / 地域移行後の支援体制の強化

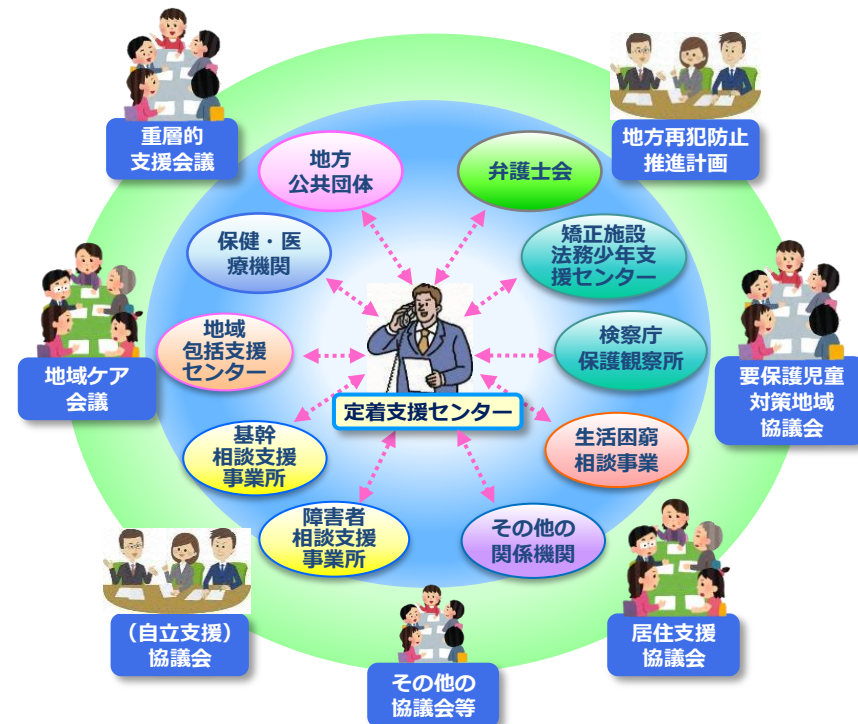
→ 福祉的な支援だけではなく、保健・医療領域との連携が重要。

→ 地域移行後は、定着支援センターだけではなく、官民協働・多機関連携による地域全体での支える体制づくりが重要。

(3) 各センターの積極的な活動を引き出す / 効率的かつ持続的な業務形態へ

→ 地域生活定着支援センターICT化支援事業 (ICTの導入・活用)

官民協働・多機関連携イメージ



【参考】通知等の紹介

- 平成27年7月27日付け社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（令和5年5月22日付け第19次改正社援発0522第1号）
別紙「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」別添33「地域生活定着促進事業実施要領」
- 平成21年5月27日付け社援総発第0527001号厚生労働省社会・援護局総務課長通知「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針について」（令和4年3月30日付け一部改正）
別添「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」
- 令和5年3月31日付け厚生労働省社会・援護局総務課事務連絡「地域生活定着促進事業質疑応答集の送付について」
別添「地域生活定着促進事業に係る質疑応答集」
- 令和4年3月18日付け厚生労働省社会・援護局総務課事務連絡「令和4年度の地域生活定着促進事業における被疑者等支援業務について」
- 令和3年3月29日付け厚生労働省社会・援護局総務課長、地域福祉課長通知「重層的支援体制整備事業と地域生活定着促進事業との連携について」
- 令和3年9月17日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課、地域共生社会推進室事務連絡「福祉サービス事務所等を自立準備ホームとして活用する場合の取扱いについて」
- 令和3年6月10日付け子家発0610号第1号、社援総発0610第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、社会・援護局総務課長通知「矯正施設入所者等の帰住調整等に関する児童相談所と地域生活定着支援センターの連携について」
- 令和5年2月14日付け厚生労働省社会・援護局総務課事務連絡「『生活困窮者等へ携帯電話等サービスを提供している事業者リスト』の改訂について（周知）」
- 特別調整関係通達・通知・事務連絡等について（令和5年3月22日現在版）